



事業主等の業務災害について ～労災保険、健康保険、国民健康保険の関係～

特定社会保険労務士 青木 怜司

● COCORO 社労士事務所

〒381-2211 長野市稲里町下水鉤 499-3

TEL: 026-214-7014, FAX: 026-214-7214, mail: cocoro-sr@rose.plala.or.jp



こんなときはどうなるの？

従業員約20名の法人飲食店、社長が調理場で自慢のとんかつを揚げていたところ、油がこぼれ、腕と足に全治5週間のやけどをしてしまいました。従業員に連れられて病院へ行き、その場は自分の健康保険証を使用して3割の窓口負担で帰宅しました。

その後も週に2度ほどの通院をしていましたが、後日、協会けんぽよりやけどの負傷原因の確認書類が届き、業務中の災害のため、通院分も合わせて、残りの7割の医療費も全額支払うことになってしまいました。

こんなとき社長はいったいどの保険の対象となるのでしょうか？



	労災保険		健康保険		国民健康保険
	従業員	事業主	従業員	事業主	
業務上の傷病	○	×	×	×	○
業務外の傷病	×	×	○	○	○



● 労災保険の対象

労災保険（労働者災害補償保険）は、常用、日雇、アルバイト、パートタイマーなどの働き方や呼び方に関係なく、全従業員が加入することになり、業務、通勤での負傷・疾病・障害・死亡について給付を受けられます。

上記事例の場合、従業員であれば本人が治療費を支払う必要はありませんが、**従業員ではない法人事業主等は労災保険の給付対象とならず、全額自己負担**となります。

こんなときが対象

- ・従業員が通勤途中で事故にあいけがをしてしまったとき
- ・アルバイトが出前の配達中に転んでけがをしてしまったとき

● 健康保険の対象

健康保険は、その会社の事業主、役員、従業員等使用される人と、その人に養われる家族が対象で、**業務災害等以外の疾病・負傷**について給付を受けられます。

上記事例の場合業務災害のため、事業主、従業員ともに健康保険から給付を受けることはできません。

こんなときが対象

- ・社長がインフルエンザで病院にかかったとき
- ・従業員の子供がスキー場で転んでけがをしてしまったとき

● 国民健康保険の対象

国民健康保険は、自営業者やその人に養われる家族、無職の人などが対象となります。

長野市の国民健康保険は原則的に、**業務災害等以外の疾病・負傷**について給付を行います。上記事例のような業務災害のときは、自営業者は**労災保険特別加入の未加入の場合等に限り、給付を受けられる**こととなります。自営業者に雇用されている労働者の場合は労災保険からの給付となります。

こんなときが対象

- ・自営業者の子供が部活でけがをしてしまったとき
- ・無職の人が風邪をひいてしまったとき

保険の種類	対象となる人	給付の対象	保険料の支払	加入方法	保険者
労災保険	常用、日雇、アルバイト、パートタイマー等全従業員	業務災害での負傷・疾病・障害・死亡	全額事業主負担	事業所にて加入	政府
健康保険	会社に使用される人と、その人に養われる家族	業務災害以外の疾病・負傷	本人と会社が折半	会社を通して加入	協会けんぽ健康保険組合
国民健康保険	自営業者やその人に養われる家族、無職の人など	業務災害以外の疾病・負傷 ※自営業者等が労災保険特別加入未加入の場合は対象となる	全額本人負担	本人が保険者窓口にて加入	市町村、特別区国民健康保険組合

● 自営業者等の労災保険と国民健康保険の給付の違い

前記のとおり、健康保険加入の事業主は業務災害によって病院で治療を受けた場合、労災保険からも健康保険からも給付を受けられず、全額自己負担となってしまいます。

それでは、国民健康保険加入の自営業者の場合、業務災害によって病院の診療を受けたとき、労災保険と国民健康保険の給付にはどのような違いがあるのでしょうか？



どんなとき？	給付の内容	
	労災保険	国民健康保険（長野市の場合）
治療を受けたとき	療養補償給付 窓口負担はありません。	療養の給付 窓口負担割合 義務教育就学前まで 2割 就学後から70歳未満 3割 70歳以上75歳未満 現役並所得 3割 上記以外 2割 その他 はり・灸・マッサージ等の施術を受けたときは療養費の給付となります。
けがで働けないとき	休業補償給付 会社から給料が出ない場合、働けなくなって4日目から1日の給料の6割相当の金額が支給されます。 また、特別支給金として2割相当が支給されるので、合計8割程度の金額が支給されます。	なし

どんなとき？	給付の内容	
	労災保険	国民健康保険（長野市の場合）
障害が残ってしまったとき	<p>傷害補償給付</p> <p>障害の程度により</p> <p>①傷害補償年金</p> <p>第1級 1日の給料の313日分～ 第7級 1日の給料の131日分相当の年金が毎年支給されます。</p> <p>②障害補償一時金</p> <p>第8級 1日の給与の503日分～ 第14級 1日の給与の56日分相当の一時金が支給されます</p>	なし
亡くなってしまったとき	<p>遺族補償給付</p> <p>家族（遺族）により</p> <p>①遺族補償年金</p> <p>家計を共にしていた残された家族（遺族）の人数によって一定の金額が支給されます。</p> <p>例 ・4人以上 1日の給料の245日分 ・1人 153日分相当の年金が支給されます。</p> <p>②遺族補償一時金</p> <p>遺族補償年金を受けることができる家族（遺族）がいないとき等 1日の給料の1,000日分相当の一時金が支給されます。</p> <p>葬祭料</p> <p>葬祭執行者に対して 315,000円＋1日の給料の30日分相当が支給されます。</p>	<p>葬祭費</p> <p>葬祭執行者に対して5万円が支給されます。</p>

● 小規模法人事業主の特例！？

もし法人事業主が、社会保険の強制適用を無視して健康保険に加入せず、労災保険の特別加入も未加入で、国民健康保険から業務災害における給付を受けていた場合、法律を順守し、社会保険に加入した法人事業主は使える保険がなく、法律を無視して社会保険に加入しない事業主は保険が使えるという矛盾が発生してしまいます。

そこで、厚生労働省は平成15年7月1日に「法人の代表者等に対する健康保険の適用について」という通達を出しました。

内容は

「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とすること。」



とあり、上記事業主は健康保険より給付を支給するとしています。ただし、傷病手当金は支給しないとされています。

● 小規模法人事業主の特例！？

健康保険の給付
(業務災害は対象外)

どんなとき？	健康保険の給付内容
病気やけがをしたとき	<p>療養の給付</p> <p>窓口負担割合 3割 ※小規模法人事業主の適用有</p>
病気やけがで働けないとき	<p>傷病手当金</p> <p>会社から給料が出ない場合、働けなくなって休んでいる4日目から、給料の3分の2相当の金額が支給されます。 支給期間は支給開始日から1年6カ月以内の働けなかった日です。 ※小規模法人事業主の適用なし</p>
亡くなったとき	<p>埋葬料</p> <p>遺族に5万円が支給されます。</p> <p>埋葬費</p> <p>遺族がいないときに、埋葬を行った人に5万円を上限に支給されます。</p>



● **中小事業主等の特別加入とは？**

労災保険は、本来労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当と認められると、特別に任意加入することができます。これが労災保険の特別加入です。

特別加入することにより、業務災害において無保険状態であった事業主は、労災保険より給付を受けることができます。

特別加入できる中小事業主等と認められる企業規模

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下



特別加入の申請をするには、

①雇用する労働者について保険関係が成立していること

②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

の2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

長野市商工会も労働保険事務組合の認可を受けておりますので、加入・保険給付等の詳細はお問い合わせいただければと思います。

事業主等の皆様へ

事業の継続、ご家族との生活においても、現在、ご自身がどのような社会保障の対象になっており、ご自身のご病気やおけがにより、どの保険からどんな時に給付を受けられるか把握しておくことが大切だと思います。不安なところがありましたらお気軽にお近くの社労士にご相談ください！

